

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株木建設株式会社	水戸市吉沢町 311-1	1-000003
株式会社オカベ	日立市多賀町 2-10-7	1-000001
株式会社秋山工務店	日立市大沼町 1-7-1	1-000219

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年4月1日 ～ 令和8年4月30日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体は、高萩工事事務所発注の 07 県単道改第 07-03-973-Z-001 号道路改良工事 ((仮称)大久保町第1トンネル) の工事現場において、令和8年1月26日、積載形トラッククレーンの荷台からの荷下ろし作業中、トラッククレーンがバランスを崩し横転し、荷台にいた1次下請け作業員1名が重傷を負った。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第7号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 県工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。 ウ 工事等の関係者に複数の負傷者を生じさせたとき又は <u>重傷者が生じたとき</u>	当該認定をした日から <u>1か月以上2か月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)